

平成 28 年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について〔論点整理〕

1 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の評価とその継続について

- ・本取組の継続を判断するにあたっては、これまでの実施状況について評価を行うべきであり、その際には、政治資金監査の質の向上に寄与しているかという観点が必要ではないか。

（評価の視点例）

- ・個別の指導・助言の全体の件数
- ・個別の指導・助言の件数の増減
- ・過去に個別の指導・助言を受けた登録政治資金監査人が再び対象となっていないか
- ・一方、本取組については、開始以来 2 年しか経過しておらず、また、登録政治資金監査人の異動という状況が生じうるため、評価の結果いかにかわらず、政治資金監査の質を確保するという観点からは、ただちに本取組を継続しないとするは適切ではないのではないか。

2 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の対象範囲等について

政治資金監査のより適確な実施という目的を推進するため、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の対象範囲等について、さらなる検討の必要があるのではないか。その際には、将来的な都道府県選管等における形式審査業務の効率化という点についても留意すべきではないか。

（1）個別の指導・助言の対象範囲について

（2）個別の指導・助言のあり方について

- ・本取組の目的を達成するために、現在の文書による注意喚起のほかにも、より踏み込んだ個別の指導・助言があり得るか検討すべきではないか。